

令和2年第2回九戸村農業委員会総会

議 事 録

下記のとおり、令和2年第2回九戸村農業委員会総会を招集した。

1 招集の日時 令和2年2月20日 午後2時00分～

1 招集の場所 九戸村役場3階 第2会議室

1 出席委員数 9名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
6 番	〃	七 戸 はるみ
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 5名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	斉 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

9 番	委 員	山 地 博
13 番	推進委員	松 澤 浩 二

1 説明・職務のため出席した者

主任 大 崎 篤 史

主事 田 澤 直 樹

提出議案

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」

議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

議案第3号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議案第4号 「農用地利用配分計画案に関する意見について」

議長	<p>開会 午後2時00分～</p> <p>ただ今から令和2年年第2回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中9名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんへ出席して頂いております。なお、9番山地博会長職務代理者と13番松澤浩二推進員からは所用のため欠席する旨の報告を受けております。</p> <p>また、杉村事務局長も所用のため欠席となります。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議事録署名委員に1番野辺地委員と2番平中委員を、書記には事務局の田澤主事を指名致します。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
事務局 議長	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明願います。</p>
事務局 議長	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第2号の説明が終わりました。現地確認につきましては、高倉委員にお願いしておりますので、確認結果の報告をお願いします。</p>
3番	<p>●●さんと事務局の大崎さん、田澤さんと私で現地を確認してきました。現場の状況ですが、北側と西側には居宅があります。南側と東側は田んぼがあります。北の位置にあたりますが、弊害・障害等はないと確認してきました。以上です。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
14番	<p>●●さんは●●からこの住所に転居するということですか。それとも●●さんの宅地を新築したいということですか。</p>
事務局	<p>新築するにあたっては、●●のこの住所に家族全員で転居するということです。</p>

議長	<p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地集積計画の承認について」を議題とします。なお、推進委員に係る議案がございますので、先に審議します。田澤推進委員は退席願います。</p> <p>(田澤推進委員 退席)</p>
議長 事務局 議長	<p>3番と4番の説明をお願いします。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>3番、4番の説明が終わりました。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、案件3番と4番は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>案件3番と4番は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(田澤推進委員 着席)</p>
事務局 議長 3番 事務局	<p>1番から残りの案件の説明をお願いします。</p> <p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>権利4分の3とあるのは？</p> <p>●●さんが集めた権利というのは、亡くなった●●さん名義の土地の権利のことで、●●さんは●●なので2分の1、もう一人●●さんの「●●」さんという方が賛同してくれまして、●●さんが二人のみだったので、●●さん分がそれぞれ4分の1、●●さんと●●さんの権利合わせて4分の3という過半数同意での設定となっております。</p>
15番 事務局	<p>相続が全部終わっていないということですか。</p> <p>そうです。この土地は相続登記されていないので、●●さん名義のままとなっております。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>只今説明があった分につきましては、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題</p>

事務局 14番	とします。事務局説明願います。 【議案書を読み上げて説明】
事務局 14番	●●さんは●●さんの●●さんですか。 そうです。
事務局 15番	住所が●●になっているけど。 ●●さんは委員おっしゃるとおり●●さんの●●さんです。住所は、正しくは●● となります。大変失礼いたしました。ご訂正ください。
事務局 15番	中間管理機構を通して貸さなければいけなくなった理由はあるのですか。直接、●● ●●さんが相続分の4分の3で●●さんに貸すという形を取れなかったことですか。 基本的に公社を通すときは10年間の原則がありまして、その時に貸した●●さんの ほうに当時助成金制度がありまして、耕作者協力金というものですが、その分が払わ れております。今回同じように公社を通して5年・5年の10年をしなければ、●●さ んのほうで助成金の返還という事態になりますので、両者に説明をして中間管理事業 のあっせんをしたところです。
事務局 15番	助成金というのは？ 当時あったのは2筆隣接している農地等を公社を通して10年以上担い手と言われ る認定農業者等に貸した場合には、一反歩最高20,000円(当時)の制度がありまし たので、●●さんが助成金を受け取っているということです。その時の約束事として5 年経過したら更新しますという約束を元に払われていたものです。現在は、この制 度はありません。
事務局 議長	今はその補助事業は無くなったと言ったが、何年前から無くなったのですか。 中間管理事業の5年見直しで、平成30年度を以て事業完了ということでした。 他ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、 原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
	議案第4号は、原案のとおり決定されました。
	本日の議案は以上です。
	これを持ちまして、令和2年第2回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変 ご苦勞様でございました。
	事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。
	閉会日時 令和2年2月20日 午後2時30分終了